

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条3項の規定に基づいて、令和5年3月15日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付決定処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、1級への変更を求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

現在生活保護を受給中につき、障害者加算をいただいている。

今まで高電圧を扱う仕事に従事してきたが、ICDを埋え込んだことにより、就労ができなくなった。また、精神科に通院していることもあり、日常生活に支障もある。

社会復帰のため、講習や資格試験などに費用がかかるため、1級での認定を求める。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 6月 7日	諮問
令和6年 8月 29日	審議（第91回第1部会）
令和6年 9月 13日	審議（第92回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 障害程度の再認定と手帳の再交付

法施行令6条1項は、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法17条の2第1項の規定による市町村（法9条1項の規定により、特別区を含む。）の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとしている。

法施行令7条は、当該診査を行った市町村長（法9条8項の規定により、区長を含む。）は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨をその者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令10条3項は、知事は、当該通知により、その者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとしている。

そして、当該診査は法15条1項に規定する知事の定める医師の診断書に基づいて行うとしていることからすれば、手帳再交付に係る障害程度の再認定は、市町村長からの通知及び上記医師の診断書の内容を総合的に考慮して行われるべきと解される。

#### (2) 障害等級の認定

##### ア 等級表

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるもの

とし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりのもとなる。

級別	心臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

#### イ 東京都における規則と認定基準

東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号。）を制定し、さらに当該規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害者認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（同解説を、以下「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

#### 2 本件処分についての検討

上記1の法令等及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

- (1) 等級表解説では、心臓機能障害について、体内植え込み型除細動器（以下「除細動器」という。）を植え込んだものについては、当該植え込みから3年以内に再認定を行うとされているところ（別紙2・第4・3・(4)）、請求人は2016年（平成28年）10月4日に除細動器を植え込んでおり（別紙1・I・④及びII・7）、本件は再認定の診査であるから、本件障害の程度を判断するに当たっては、平成2

8年10月18日の手帳初回交付時に用いられた植え込み直後の判断基準（別紙2・第4・3・(4)・ア）ではなく、再認定の際の判断基準（同・イ）に基づき行うことになる。

そして、身体活動能力におけるメッツの値が4以上である場合には、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表4級に該当する障害とされているところ（同・イ・c）、本件診断書には、請求人の身体活動能力（運動強度）が4メッツであるとの記載が認められ（別紙1・Ⅱ・9）、また、本件医師による障害程度等級についての参考意見も4級とされていることからすれば（同・Ⅲ）、本件障害の程度は、等級表4級に該当するものと認められる。

また、本件診断書上、「臨床所見」で「有・無」を選択する項目は、息切れが記載なし、他の6項目が「無」とされている。「胸部エックス線所見」は、「心胸比39%」とされ、「心電図所見」は、全て「無」とされている（別紙1・Ⅱ・1ないし3）。その他、本件障害が、等級表解説の1級及び3級として定める心臓機能障害（別紙2・第4・1・(1)及び(2)）に該当する所見は認められない。

(2) 以上のとおり、本件診断書等について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）及び「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）のいずれにも至っているとは認められず、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）として、障害等級4級と判断するのが相当である（別紙2・第4・1・(3)・エ）。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、上記1・(1)のとおり、障害等級の認定に当たっては、申請時に提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解されるところ、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級4級と認定することが相当であることは上記2記載のとおりである。

そうすると、本件診断書の記載に基づいて処分庁が行った本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2 (略)